「3D都市モデル活用事業業務委託」プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は国交省が主導する PLATEAU のデータ (CityGML) を元に、横須賀市全域の 地形及び建物データを汎用 3 Dデータ形式 (VRデータ) に変換し、仮想空間で横 須賀市エリア全域を閲覧出来る VRシステムを作成するものです。

また、横須賀中央、追浜の再開発事業の実施に向け、2つのエリアは沿道建物の撮影した写真を貼りつけてまちづくり検討ができるレベルで表現を行い、まちなみ景観の形成に関する事業の計画案を仮想現実空間でシミュレーションすることにより、関係者との全体イメージの共有、合意形成を図るコミュニケーションツールとして活用したいと考えています。

本業務において作成したVRデータは、事業実施だけでなく、横須賀市の新たな 地図情報の基盤として、今後活用します。

これら本業務目的遂行のため、3D都市モデル活用業務の受託者を選定するためのプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

3 D都市モデル活用事業業務委託

(2) 業務内容

「3D都市モデル活用事業業務委託 要求仕様書」(別紙1)のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和5年3月15日まで

(4) 委託上限額

¥6,000,000-(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

事務局:横須賀市 都市部 都市計画課

住 所: 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話:046-822-8133 FAX:046-826-0420

E-mail: cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

3 参加要件

提案書を提出する事業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 平成 29 年 4 月 1 日以降に下記の同種又は類似業務の VR データを作成し、元請けとして契約を締結し完了した実績があること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないもの。
- (3) 法人格を有すること。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第4号または第5号に該当していないこと。

※同種業務:都市計画決定・変更や市街地開発事業において活用した事例 類似業務:地方自治体の取組等で活用した事例(例:観光、道路整備等)

4 スケジュール

内 容(方 法)	期間・期日	提出物
募集要領配布期間	令和4年4月11日(月)10:00~	
(配布場所 都市計画課ホームページ)	令和4年4月27日(水)17:00まで	
質問受付期間	令和4年4月11日(月)10:00~	(様式 5)
(電子メール)	令和4年4月21日(木)17:00まで	
質問に対する回答(個別回答)	令和4年4月11日(月)10:00~	
(電子メール)	令和4年4月22日(金)16:00まで	
質問回答の公開(一括公開)	令和4年4月22日(金)17:00~	
(都市計画課ホームページ)	概ね3ヶ月	
参加申込書等の提出期間	令和4年4月11日(月)10:00~	(様式1、2、
(電子メール)	令和4年4月27日(水)17:00まで	3)
参加者の資格審査及び結果通知期間	令和4年4月18日(月)10:00~	
(電子メール)	令和4年4月28日(木)17:00まで	
企画提案書の提出期限	令和4年5月13日(金)17:00まで	(様式 4)
(電子メール)		
プレゼンテーション・ヒアリングの実	令和4年5月17日(火)・5月18日	
施	(水)	
選考対象事業者の決定(1次選考)	令和4年5月19日(木)	
(電子メール)		
見積書の提出(持参)	令和4年5月20日(金)14:00まで	(様式7)
見積合せ(2次選考)	令和4年5月20日(金)15:00~	
(契約候補者の決定)		
契約候補者の決定通知	令和4年5月20日(金)	
(電子メール及び郵送)		
選考結果の公表	令和4年5月20日(金)17:00~	
(都市計画課ホームページ)	概ね3ヶ月	
契約	契約候補者決定通知到達から速やかに契	
	約することとする。	

5 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書(様式1)
 - ②業務実績書(様式2)
 - ③3. 参加資格(1)に記載の業務実績の契約書の写し及び業務内容がわかるものを添付すること。
 - ④法人の登記事項証明書
 - ⑤市税等に関して未納のないことについての証明書(市区町村発行のもの)
 - ⑥暴力団排除に関する宣誓書兼同意書(様式3)
 - ※横須賀市競争入札参加有資格者の場合、④、⑤、⑥は不要です。
 - ※⑤について、本社または、横須賀支社のものを提出してください。
- (2) 提出期間 令和4年4月11日(月)10:00~令和4年4月27日(水)17:00まで
- (3) 提出場所 事務局と同じ(横須賀市都市部都市計画課)
- (4) 提出方法

上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。

- (5) 留意事項
 - ・参加申込書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
 - ・共同企業体による参加は認めません。

6 参加者の資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、求められる参加資格要件を満たしているか否かを確認し、参加申込書(様式1)に記載したメールアドレスあてに審査結果等を電子メールで回答します。

(令和4年4月18日(月)10:00~令和4年4月28日(木)17:00まで)

7 質問および回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問については、質問書(様式 5)を電子メールに添付 し事務局宛てに送信した上で、着信確認の電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和4年4月11日(月)10:00から令和4年4月21日(木)17:00まで

(3) 回答期間

令和4年4月11日(月)10:00から令和4年4月22日(金)16:00まで

(4) 回答方法及び公表

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式5)に記載されたメールアドレスあてに電子メールを受信した日から原則として3営業日以内に回答します。また、すべての質問内容及び回答の公開は以下のとおりホームページへ掲載しま

す。ただし、事業者が特定できるような内容については非公開とする場合があります。

質問内容及び回答掲載日:令和4年4月22日(金)17:00~

横須賀市都市計画課ホームページ

http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/index.html

(5) その他

- ・指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けません。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から 電話等で確認を行うことがあります。
- ・質問の内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

8. 参加辞退

本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに 参加辞退届(様式 6)を電子メールで送付してください。

9 提案書などの作成要領

(1) 応募提案数

応募者1社につき、1提案とする。

(2) 提案書類

① 企画提案書

以下の内容について、20ページ以内(A4両面印刷)で、作成すること。

- (ア) まちづくりへのVRの活用について基本的な考え方
- (イ) 本業務の実施体制を記載してください。
- (ウ) 委託業務実施手法
- (エ) 業務実施スケジュール
- (オ) 業務管理技術者の平成29年4月1日以降の同種・類似業務のVRデータの作成業務の実績について(最大5件)
- (カ) VRデータ表示環境の概要、端末の推奨スペック
- (キ) 作成したVRデータの活用についての提案 (情報発信におけるコンテンツ等への活用について記載すること。ただ し、これに係る費用は、概算費用を提案書に記載することとし、見積書 に含めないものとする。)
- (ク) 作成したVRデータの保守についての提案 (委託期間終了後の更新、範囲拡張等のデータ保守についての考え方、 手法や概算費用について記載すること。)

(3) 提出方法

本実施要領の「2業務概要の(5)」に記載する事務局まで電子メールで提出すること。

(4) 提出期限

令和4年5月13日(木)17:00まで

(5) 留意事項

- ・電子メールは1通につき 10 メガを超えないようにしてください。超える場合は 分割送付してください。
 - ・提出期限までに提出がない場合には、辞退したものとみなします。
 - ・企画提案書の作成に要した費用、報酬等は支払いません。
 - ・提出された企画提案書等は原則公表しません。

※ただし、本市の情報公開条例(平成13年条例第4号)に基づく公文書公開 請求の対象となりますので、公文書公開請求があった場合には、第3者保護に関 する手続きを行った上で諾否を決定します。

10 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施します。

(1) 実施日時

令和4年5月17日(火)、5月18日(水) (詳細な日時については、各提案者へ事前通知します)

(2) 実施場所

神奈川県横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 (詳細な会場については、上記事前通知の際にお知らせします)

(3) 時間配分

概ね40分

(プレゼンテーション 30 分、質疑応答 10 分を予定)

(4) 出席者

1事業者につき、3名以内。

- (5) プレゼンテーションの実施方法
 - ・プレゼンテーションは非公開で行います。
 - ・事業者は、選考委員に対して本市の指定した時刻から順次個別に提出した企画提案書の提案内容について解説します。なお、企画提案項目のすべてについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行って下さい。
 - ・選考委員は、提案者の提案について、質疑を行います。
 - ・提案者は、選考委員からの質疑に対し、回答を行います。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、本業務の管理技術者もしくは主となり 検討を進める担当技術者が行ってください。

(6) 留意事項

- ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただきます。
- ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指 定時間に遅れた場合は、失格とします。

- ・プロジェクター及びスクリーンと電源は本市が用意しますが、その他の機器 については、提案者が用意してください。
- ・事前に提出した、企画提案書提案の内容に則し、VR コンテンツをその場で動かすこと。

11. 選考方法について

(1)1次選考(企画提案の審査)

① 審査基準

選考委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、次の評価基準に基づき採点します。

ア 企画提案書等に対する評価

審査項目	評価点数
まちづくりVR活用について基本的な考え方	5
業務実施体制・業務実施手法・業務スケジュール	5
業務管理技術者の平成 29 年 4 月 1 日以降の同種・類似業務の VR データの作成業務の実績について	50
VRデータ表示環境の概要、推奨スペック	1 0
作成したVRデータの活用	1 0
作成したVRデータの保守	5
業務遂行に有効な、独自のアイディアを活かした提案	5

イ プレゼンテーション評価

審査項目	評価点数
事業者の説明はわかりやすいか	5
事業者としての体制は安心できるか	5
企画力に優れ、横須賀市の期待に合致した提案か	5
事業者の本業務に対する意欲が感じられるか	5

② 得点の算出方法

選考委員全員の得点を平均した整数(小数点第1位を四捨五入)を、選考委員会による評価得点とします。

③ 選考対象事業者の決定

上記②の得点が60点以上で最も高い事業者、および最高点の近傍5%以内(選考委員会の評価得点が60点以上のものに限る)の事業者(1次選考通過者)を見積合せ(2次選考)の選考対象事業者とします。ただし、1次選考の結果、選考委員会での得点が60点以上の事業者がなかった場合は、本プロポーザル選考は不調とします

④ 結果通知

各提案者には、参加申請書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで評価 結果を通知します。(令和4年5月19日(木))

・通知内容

1次選考を通過した参加者:通過の旨の通知、見積書の提出依頼

その他の参加者:選定外となった旨の通知

(2)2次選考(競争見積もり合わせ)

①見積書の提出

1次選考通過者には、見積書(様式7)を提出していただきます。見積書に押印する代表者印により封かん(封筒には必ず会社名、件名を記載)し、令和4年5月20日(金)14:00までに事務局まで持参してください(郵送は不可)。指定日時までに提出がないときは辞退とみなします。見積書の再提出及び加除修正は認めません。

※押印を省略する場合は責任者及び業務担当者の名前を見積書に記載すること。

②見積合せ日時等(2次選考)

1 次選考通過者から提出された見積書について、次により、競争見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を決定します。

同額の見積書を提出した事業者が2社以上ある場合は、1次選考の評価点が 最も高い事業者に、また、評価点も同点であった場合はくじ引きによって、契 約候補者を決定します。

ア 日時

令和 4 年 5 月 20 日(月)15:00

イ 場所

横須賀市役所 分館 4階 都市部会議室

ウ 立ち会い

2次選考参加者であれば任意で立ち会うことができます。立ち会いを希望 される場合は開始時間5分前に横須賀市役所 分館 4階 都市部会議室 へお越しください。

③契約候補者決定通知

2次選考結果は、5月20日(月)に2次選考参加者のメールアドレスあて に電子メール及び郵送で通知します。

・通知内容

契約候補者:選定の旨の通知および打ち合わせ等の連絡

その他の参加者:選定外となった旨の通知

12. 選考結果公表

選考結果は令和4年5月20日(月)17:00より、本プロポーザルの結果を都市計画課ホームページで公表します。

- ① 契約候補者の会社名等を公表します。
- ② 各参加者の評価点、見積額についてもホームページで公表します。 この際、契約候補者以外はA社、B社のように匿名表記をします。

13. 契約

(1)令和 4 年度の契約

選考された事業者は、業務委託契約約款(一般委託)により契約候補者決定通知到達から速やかに横須賀市と令和4年度の業務委託契約を締結するものとします。

契約の内容については、仕様書のほか提案内容等を特記仕様書に記載し契約候補者と協議を行った上で決定します。

契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。

※選考された事業者が横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第4号または第5号に該当していた場合第2位の事業者と契約を行います。

14. その他留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については決定通知を取り消します。

- ① 参加資格要件を満たさない場合(契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む)。
- ② 参加申し込みをしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ⑤ 見積書 (様式7) において、予定金額を超える見積もり額を提示した場合
- ⑥ その他、募集要領に違反した場合

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属します。
- ②提出書類は理由のいかんを問わず、返却しません。資料保存期間満了後本市が 責任をもってすべて廃棄します。また、本プロポーザル以外には使用しませ ん。
- ③提出書類の差し替えや修正は認めません。
- ④提出書類は、原則として公開しませんが、本市の情報公開条例に基づき、公開 する場合があります。その場合、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否 を決定します。
- ⑤提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作 成する場合があります。

(3)費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(4)プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(5)新型コロナ感染拡大によるプロポーザルの運用について

プロポーザル実施期間中に対面での実施ができないと判断した場合、本プロポーザルはリモートで実施します。

(6)その他

本要領に記載のない事項については、本市契約規則及び本市入札心得に準じます。